

障がい福祉サービス

【介護給付】

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的若しくは精神障がいにより、常に介護を必要とする人、日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障がい者であって医療機関に入院した人に、自宅や入院中の医療機関で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介助等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。



【訓練等給付】

サービス名	サービス内容
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A型＝雇用型 B型＝非雇用型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行います。
共同生活援助	地域で共同生活を営むことができる人に対し、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設等を利用していた人が、一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、一定期間、定期的な居宅訪問や随時の対応により、日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

障がい児通所支援

サービス名	サービス内容	対象者
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知能技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	集団療育及び個別療育で療育の必要性があると認められる未就学の障がい児
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校に就学しており、支援が必要と認められた障がい児



©富士宮市さくやちゃん

